

2013年11月26日

内閣総理大臣 安倍晋三殿

宗教法人 基督兄弟団理事会

宗教法人 日本ホーリネス教団教団委員会

私たちは「特定秘密保護法」制定を危惧します

私たちは日本におけるキリスト教プロテスタントの中で、歴史上最大の弾圧を受けた旧日本基督教団第6部ならびに第9部に属した諸教会をルーツに持つ教団として、今国会に上程された「特定秘密の保護に関する法律案（特定秘密保護法案）」に重大な危惧を表明します。戦前の1942年、治安維持法違反容疑によって所属する牧師たちが検挙され、宗教団体法によって教会が解散させられた経験を自らの歴史に刻む者たちとして、本法案が戦前の治安維持法に劣らない危険性をはらんでいることを見過ごすことはできません。

1. 「国益に反する」と見なされた思想・信条が抑圧される危険

治安維持法は1925年（大正14年）制定当時、共産主義革命運動等の取締りを目指し、「国体（天皇制）を変革または私有財産制を否認することを目的とする行為」を処罰するためのものでした。ところが、日本が戦時体制に突入していった1941年に全部改正された際、それまでの全7条を全65条に拡大し、とりわけ「国体の変革」を目的とした結社の組織等に対して、最高刑死刑を科す厳罰化が図られたことに加え、「国体の否定」という内心の思想を取り締まるものとなりました。この流れの中で、キリストが再臨し王として治めるとの教義を強調した私たちの先達は、治安維持法違反に問われたのです。

翻って特定秘密保護法案は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野が対象とされていますが、秘密の定義や範囲があいまいであり、政府の判断により恣意的に「特定秘密」に指定することができてしまいます。しかも、その指定が適切であるかどうかを外部から第三者が検証する仕組みが欠如しており、何が指定事項であるのかさえ知ることができません。

これでは、時の権力が「国益に反する」と判断すれば、特定秘密保護法に違反したとして思いのままに拡大解釈することが可能であり、憲法の思想・良心の自由、信教の自由という基本的人権の根幹を脅かす恐れが否定できません。

2. 言論・表現の自由が抑圧される情報統制の危険

国民主権に基づく立憲民主主義の国においては、どのような考えを述べるか、表明するかということが、基本的人権のきわめて重要な要件です。それらの自由が、国策に沿った限られた範囲に押し込められていた戦前の体制では、治安維持法や刑法における不敬罪等が取材・報道・出版等の言論活動や国民生活そのものを萎縮させ、国民の耳目は真実を知ることから阻害されていました。その結果、国民は権力の暴走に歯止めをかけるすべを失い、日本が無謀な戦争へと向かうのを止めることができず、戦争遂行の翼賛体制へと駆り立てられていったのです。

特定秘密保護法案においては、処罰の対象や範囲が公開されないため、国民には何が「秘密」なのかさえ分からず、政府が「秘密漏洩」と判断すれば最長懲役 10 年という重罰が科せられることと相まって、言動を自粛させてしまう恐れが強いことが予想されます。戦後、民主憲法によって保障された言論・表現の自由を無力化・無意味化するこのような法制は、この国をもう一度、息の詰まるような情報統制国家に逆戻りさせることになりかねません。

戦時中のキリスト教会、またキリスト者は、そのような言論抑圧体制の中で自己規制し、偶像礼拝を禁じる聖書の十戒を破って神社参拝をしたり、聖書に教えられている「平和の福音」を歪めて戦争遂行に協力・加担したりしてきたのです。その罪を神と人との前に悔い改め、表明した私たちは、二度と同じ過ちを繰り返さないことを改めて決意し、戦前の情報統制に類似する危険性を持つ特定秘密保護法案に断固反対し、廃案とするよう強く求めます。